別表第５（第３条関係）

２　部分型耐震化補助

　(１)　簡易耐震改修工事費補助

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの)を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者(１)　耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はＩｓ0.3未満のもの(２)　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点評点が0.7未満のもの(３)　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの２　所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下の者３　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入している又は加入する住宅を所有する者４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第１項及び第３項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。 |
| 補助率 | ５分の４ |
| 補助金の額 | 50万円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はＩｓ値が0.3以上であることが確認できた場合にあっては、33,000円（定額）とする。 |
| 適用除外する事項 | － |
| その他の事項 | １　耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはＩｓ値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはＩｓ値が0.3以上であることが確認できること。２　補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 |